

広陵町こども計画策定業務委託 仕様書

1.業務名称

広陵町こども計画策定業務委託

2.業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3.業務の目的

第2期広陵町子ども・子育て支援事業計画が令和6年度末をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする第3期広陵町子ども・子育て支援事業計画（以下、「次期計画」）を令和6年度末までに策定する。また、こども基本法第10条に基づく「こども計画」は、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、及び上記の子ども・子育て支援事業計画を内包した一体的な計画とし、令和8年度から令和11年度までの4か年を計画期間とする計画を令和7年度末までに策定する。次期計画はその一部として位置づけ、先行して令和7年度から推進する。

本業務は、こども基本法に基づく「こども大綱」を勘案した上で、令和6年度に策定予定の奈良県こども計画に留意し、現行計画の現状分析・評価および課題等の整理、こどもや子育て世帯等の生活実態や動向、ニーズ等を把握・分析するため住民アンケート調査の実施、事業量の推計・目標値の設定、広陵町子ども・子育て会議の運営支援などを実施し、その結果を踏まえて策定することを目的とする。

4.業務委託内容

【令和6年度】

I)第3期子ども・子育て支援事業計画策定支援

(1)現状把握

現計画に基づく事業実績の評価を行い、令和5年度に実施したニーズ調査結果や既存統計データに基づき、教育・保育及び地域の子育て支援に係る現状の分析と課題の抽出を行う。

(2)量の見込みの算出等

ニーズ調査の分析結果を踏まえ、幼児期の学校教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業に係る、いわゆる「量の見込み」を分析及び算出すること。

(3)事業計画骨子案の策定

令和5年度の検討結果及び(1)の目標量などを反映した計画骨子案(事業計画の方向性・概要を示すもの)を策定すること。

(4)事業計画案の策定支援

(1)～(3)の結果を反映し、子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・

検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(5)パブリックコメントの実施支援

計画案に関して本町が実施する住民向けパブリックコメントについて、パブリックコメント用の計画(案)の作成や、作成意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(6)計画書及び概要版の作成

計画案に対する審議・検討結果等に基づき修正を施し、計画書、概要版の作成を行う。なお、作成にあたっては「5.成果品」に掲げる仕様で納品する。

II)広陵町こども計画策定支援

(1)現状把握と課題整理

子ども・子育て支援事業計画のほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画部分、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画部分に関して、必要なデータや資料の収集・分析を行うとともに、国、奈良県及び本町が実施している教育・保育及び子ども・子育て支援事業、その他関連施策の現状を把握し、課題の整理を行う。

(2)住民意識調査の実施

子どもや子育て家庭の現状や考えを把握するために住民アンケート調査を行う。

なお、実施にあたっては下記の仕様を基本とするが、対象者数や対象範囲、調査方法、回収率達成のための手法等、より適切な調査設計があれば提案並びに実施すること。

受託者はアンケートフォームの作成、調査票・案内通知・封筒など発送物の作成・印刷、封入、発送、郵送代の負担、回答データの集計・クロス集計、分析結果のとりまとめを行う。

設問設計に当たっては、国が示すこども大綱等最新情報を基に、上記で把握・抽出した町の現状及び課題、社会状況の変化等を踏まえたものとする。

なお、アンケート調査に係る費用は本業務契約金額に含むものとする。

ア 調査対象者

① 小学5年生及びその保護者 約800人

② 中学2年生及びその保護者 約600人

③ 15～39歳の若者 2,500人

※ ①及び②の調査回収率は60%、③は40%を想定する。

※ 対象者数は、アンケート規模を示すものであり、調査内容等に応じて変更することを妨げない。

イ 実施方法

①及び② アンケート用紙(保護者分も含む)を学校から配布。回収に当たってはこども用調査票と保護者用調査票が突合して集計できるよう工夫をした形で実施すること。

③ 案内文を郵送し、Webによるアンケート

ウ 報告書の作成

アンケートの集計及び分析の結果について報告書を作成し、令和7年3月25日までにデー

タで提出する。また、集計結果の速報値を「中間報告」としてデータで提出する。

エ アンケート調査報告書の作成

アンケート調査報告書を作成する。なお、アンケート調査報告書については、「5.成果品」に掲げる仕様で納品する。

【令和7年度】

(1) こども計画案の策定支援

令和6年度の業務結果をもとに本町の総合計画等他計画と調和の保たれたこども計画素案を作成する。こども計画素案に対する審議・検討結果等に基づき当該計画案を補修正する。

(2) パブリックコメントの実施支援

計画案に関して本町が実施する住民向けパブリックコメントについて、パブリックコメント用の計画(案)の作成や、作成意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(3) こども計画書及び概要版の作成

計画案に対する審議・検討結果等に基づき修正を施し、計画書、概要版の作成を行う。なお、作成にあたっては「5.成果品」に掲げる仕様で納品する。

【令和6・7年度共通】

(1) 子ども・子育て会議の支援

広陵町子ども・子育て会議(各年度3回予定)の開催に当たり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。会議には、担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに会議録を作成、討議結果をその後の作業に反映させる。

(2) 各種情報の提供

計画策定に関連する法律、制度の動向、先進事例等に関する情報提供を行う。

(3) こどもの意見聴取の支援

こども基本法第11条の規定に基づき、こどもの意見を本計画に反映させるため、こどもの意見聴取を行う。対象者や対象者数、聴取の方法、実施時期については、受託者からの提案を基に双方協議の上、決定する。

5.成果品

【令和6年度】

(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画データ(Word版、PDF版) 一式

(2) 第3期子ども・子育て支援事業計画概要版データ(Word版、PDF版) 一式

(3) アンケート調査報告資料データ 一式

(4) アンケート調査報告書(Word版、PDF版) 一式

納期限 令和7年3月25日まで

※ただし、(1)については令和7年1月31日までに最終案を提出すること。

【令和7年度】

- (1)こども計画データ(Word版、PDF版) 一式
- (2)こども計画概要版データ(Word版、PDF版) 一式
- (3)こども計画(児童向け)概要版データ(Word版、PDF版) 一式

納期限 令和8年3月25日まで

※ただし(1)については令和8年1月31日までに最終案を提出すること)

※いずれも紙媒体の製本については実施せず、データでの納品のみとする。

6. その他

- (1)本仕様書に定める内容は、現時点で想定する最低限の内容を示すものであり、国の通知等に基づきこども計画に記載すべき事項が生じた場合には、当該通知等に準じて対応するものとする。
- (2)業務の遂行に当たり、広陵町個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (3)本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (4)委託業務に関連する著作権(データ、著作権等)は広陵町に帰属する